

清水町地域生活支援拠点に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、地域生活支援拠点等の整備促進について（平成29年7月7日障
障発0707第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部福祉課長通知）に基づき、
障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支える
サービス提供体制を構築し、地域での連携強化を図ることを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は、地域生活支援拠点等に基づき、緊急時の受け入れ・対応を行う必要性が
高い障害者等を事前に把握することに努め、当該障害者等が適切に指定短期入所事業
所等を利用できるよう、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所(以
下「指定特定相談支援事業所等」という。)と連携を図り、必要な支援に努めるもの
とする。

2. 町は、障害者等が地域生活支援拠点等に基づき指定短期入所事業所等を利用した際
に、適切な支援が受けられるよう、当該障害者等の申請に基づき、速やかに介護給付
費等の支給決定を行うものとする。

3. 町は、緊急時の受け入れ・対応を行うことにより必要となった短期入所等のサービ
ス支給量が、支給決定している支給量では不足する場合において、障害者等の変更申
請に基づき、速やかに変更支給決定を行うものとする。

(指定特定相談支援事業所等の責務)

第3条 指定特定相談支援事業所等は、地域生活支援拠点等の必要な相談機能として、
障害者等の緊急時の受け入れ要請に基づき、当該障害者等が適切に指定短期入所事業
所等を利用できるよう、また体験利用等が適切に利用できるよう必要な情報の提供及
び事前の連絡・調整や必要な支援を行うよう努めるものとする。

2. 指定特定相談支援事業所等は、当該障害者等の心身の状況、その置かれている環境、
サービスの利用に関する意向等を勘案し、必要な障害福祉サービスの利用調整等を行
うよう努めるものとする。

(指定短期入所事業所等の責務)

第4条 指定短期入所事業所等は、地域生活支援拠点等の緊急時の受け入れ先として、
障害者等の緊急時の受け入れ要請にあたり、指定特定相談支援事業所等と事前の連

絡・調整を行い、当該緊急事案が発生した場合にあっては、速やかに障害者等を受け
入れるように努めるものとする。

また、一人暮らしの体験の場としての利用等を通して障害者等が適切に短期入所サ
ービスを利用できるよう努めるものとする。

2. 指定短期入所事業所等は、地域生活支援拠点等の緊急時の受け入れ・対応や一人暮
らしの体験の場としての利用を実施するに当たり、その運営する短期入所事業所内に、
居室となるスペースを確保するとともに、障害者等の処遇に当たり、必要となる設備
等を利用者に提供するものとする。

(守秘義務)

第5条 この協定を締結した障害福祉サービス事業所の職員は、正当な理由がなく、
職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(定めのない事項等の処理)

第6条 この協定について疑義のあるとき、又はこの協定に定めのない事項について
は、双方協議をして定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定は、令和3年4月1日からその効力を発するものとし、双方いずれ
かが文書で協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印の上1通を保管
する。

令和3年4月1日

駿東郡清水町堂庭210番地の1

清水町長 関 義弘

事業所住所

法人名

事業所名

代表

〒411-0854 三島市北田町7番29号
電話055(941)8278 FAX055(957)3889

特定非営利活動法人にじのかげ
理事長 鈴木俊昭

短期入所事業所 八七〇 柿原

清水町地域生活支援拠点に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、地域生活支援拠点等の整備促進について（平成29年7月7日障
障発0707第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部福祉課長通知）に基づき、
障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支える
サービス提供体制を構築し、地域での連携強化を図ることを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は、地域生活支援拠点等に基づき、緊急時の受け入れ・対応を行う必要性が
高い障害者等を事前に把握することに努め、当該障害者等が適切に指定短期入所事業
所等を利用できるよう、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所（以
下「指定特定相談支援事業所等」という。）と連携を図り、必要な支援に努めるもの
とする。

2 町は、障害者等が地域生活支援拠点等に基づき指定短期入所事業所等を利用した際
に、適切な支援が受けられるよう、当該障害者等の申請に基づき、速やかに介護給付
費等の支給決定を行うものとする。

3 町は、緊急時の受け入れ・対応を行うことにより必要となった短期入所等のサービ
ス支給量が、支給決定している支給量では不足する場合において、障害者等の変更申
請に基づき、速やかに変更支給決定を行うものとする。

(指定特定相談支援事業所等の責務)

第3条 指定特定相談支援事業所等は、地域生活支援拠点等の必要な相談機能として、
障害者等の緊急時の受け入れ要請に基づき、当該障害者等が適切に指定短期入所事業
所等を利用できるよう、また体験利用等が適切に利用できるよう必要な情報の提供及
び事前の連絡・調整や必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 指定特定相談支援事業所等は、当該障害者等の心身の状況、その置かれている環境、
サービスの利用に関する意向等を勘案し、必要な障害福祉サービスの利用調整等を行
うよう努めるものとする。

(指定短期入所事業所等の責務)

第4条 指定短期入所事業所等は、地域生活支援拠点等の緊急時の受け入れ先として、
障害者等の緊急時の受け入れ要請にあたり、指定特定相談支援事業所等と事前の連

絡・調整を行い、当該緊急事案が発生した場合にあっては、速やかに障害者等を受け
入れるように努めるものとする。

また、一人暮らしの体験の場としての利用等を通して障害者等が適切に短期入所サ
ービスを利用できるよう努めるものとする。

2 指定短期入所事業所等は、地域生活支援拠点等の緊急時の受け入れ・対応や一人暮
らしの体験の場としての利用を実施するに当たり、その運営する短期入所事業所内に、
居室となるスペースを確保するとともに、障害者等の処遇に当たり、必要となる設備
等を利用者に提供するものとする。

(守秘義務)

第5条 この協定を締結した障害福祉サービス事業所の職員は、正当な理由がなく、
職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(定めのない事項等の処理)

第6条 この協定について疑義のあるとき、又はこの協定に定めのない事項について
は、双方協議をして定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定は、令和3年4月1日からその効力を発するものとし、双方いづれ
かが文書で協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印の上1通を保管
する。

令和3年4月1日

駿東郡清水町堂庭210番地の1

清水町長 関 義弘

事業所住所

〒411-0854 三島市北田町7番29号
電話055(941)8278 FAX055(957)3889

法人名

事業所名

代表

特定非営利活動法人にじのかけ橋
理事長 鈴木俊昭

短期入所事業所 ハート 久米田